（裏面）

この証明書を携帯する者は、健康増進法により立入検査を行う職権を有するもので、その関係条文は、次のとおりである。

健康増進法抜粋

（立入検査）

第五十九条　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任）

第六十九条　（略）

２　（略）

３　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

４・５　（略）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（裏面）

この証明書を携帯する者は、健康増進法により立入検査を行う職権を有するもので、その関係条文は、次のとおりである。

健康増進法抜粋

（立入検査）

第五十九条　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任）

第六十九条　（略）

２　（略）

３　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

４・５　（略）